

会 議 録

| | | | | |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 会議名 (付属機関等名) | 川西市特別職報酬等審議会(第3回) | | | |
| 事務局(担当課) | 総務部総務室職員課 | | | |
| 開催日時 | 平成26年8月4日(月) 午後6時59分から午後8時58分 | | | |
| 開催場所 | 川西市役所7階 大会議室 | | | |
| 出席者 | 委員 | 岩見 和彦 大智 靖志 竹本 博行 松尾 幸恵 | 廣瀬 一平 大西 庄衛 中川 泰彰 | 中西 俊夫 菅原 巖 本田 義継 |
| | その他 | | | |
| | 事務局 | 総務部長 職員課長補佐 | 総務室長 職員課主査 | 職員課長 職員課主事 |
| 傍聴の可否 | 可 | 傍聴者数 | 2人 | |
| 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由 | | | | |
| 会議次第 | 1 開会 2 議事 (1) 追加参考資料の説明について (2) 参考資料・追加参考資料に基づく質疑応答 (3) 特別職報酬等の額の審議 (4) その他 3 閉会 | | | |
| 会議結果 | 別紙審議経過のとおり | | | |

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長 | <p>本日は大変お忙しいところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、川西市特別職報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>最初に、事務局より本日の委員の皆様方の出席状況について説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>本日は、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の出席状況は、委員 10 名中、竹本委員は遅れるとの連絡をいただいておりますので、現在出席者は9名です。つきましては、会議開催要件であります過半数の出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。ただ今、当審議会は成立していることをご報告いただきました。</p> <p>本日は、7時から2時間程度を目途に会議を進めたいと思いますが、多少オーバーすることがあるかもしれません。予め申し上げておきたいと思います。</p> <p>なお、当審議会は「会議公開運用要綱」により、公開にさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速審議に入りたいと思います。まずは、前回の振り返りを行ってみたいと思います。前回は、事務局より、「追加参考資料」に基づき、都道府県別等の議員報酬の状況、阪神7市・北摂7市・類似団体の状況、阪神7市の改定状況、川西市の財政状況等について説明をいただきました。また、第1回の審議会資料も含め更なる質疑・応答を行った所でございます。その中で、追加資料を、ということで、何点か事務局に資料の作成をお願いしていましたので、今から説明をいただきたいと思います。それでは、事務局説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、私の方から、前回の議論の中で新たに作成・提出を求められた資料の説明をさせていただきます。</p> <p>1ページをお開きください。前回の議論の中で、近畿圏における13万から20万くらいの市での比較はできないかとの意見をいただいておりますので、作成させていただきました。人口20万少しの岸和田市から13万3千の箕面市まで、6市が対象となります。データとしては、人口・世帯数以外に、人口密度、高齢化率、生産年齢人口、ラスパイレス指数、職員数、職員一人当たり人口を掲載しております。</p> <p>また、6市の平均値を一番下に掲載させていただいております。川西市は含んでおりません。</p> <p>2ページ目は、議員定数と人口の関連性を知りたいとのご意見、女性議員の割合を知りたいとのご意見がございましたので、作成させていただきました。阪神間・北摂、そして、今回作成した近畿圏で人口13万から20万の都市について作成しております。</p> <p>議員一人当たりの人口については、阪神間では5番目、近畿圏では、6番目となっております。</p> <p>女性議員の割合については、阪神間の平均が22.2%ですが、本市は24%と阪神間の平均とほぼ同じ状況です。北摂においても、ほぼ同様です。近畿圏の人口13万か</p> |

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>ら20万の範囲では、平均17.7%ですので、この区分においては、川西市は高めの状況にあります。ただ、女性議員の数は大きな差異があるものではなく、議員の報酬額との関連は薄いように思われます。</p> <p>3ページ目は、議員年収等の平成4年から平成25年までの推移をお示したものです。議員数については、平成22年中に30人から26人に減っております。</p> <p>期末率は、期末手当の支給率です。この部分が平成4年の5.45月から平成25年の3.95月に減っており、議員の年収に直接影響しております。</p> <p>議会費の人件費関係ということで、報酬総額と政務活動費の総額を合計し、それを本市の標準財政規模に占める割合を掲載しております。</p> <p>標準財政規模は、下に説明しておりますように、地方公共団体が様々な行政活動を行う上で、ひも付きではない、一般財源の総量を示したものです。標準税収入と地方交付税と地方譲与税を合計した数字になります。</p> <p>この割合につきましては、1%前後となります。平成22年度に議員定数が減っておりますので、以後は1%を切る状態となっております。平成4年からの推移を見ましても、それほど大きな変動が見られるものでもございません。</p> <p>新たな資料の説明は以上となります。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>その他、委員の皆様より何かございますか。</p> |
| 委員 | <p>まず1点目、期末率は誰がどのように決めるのでしょうか。また、期末率が同率の都市でありながら支給額に差が出ているのはどのような理由からなのでしょう。この2点についてお伺いしたいのですが。</p> |
| 事務局 | <p>期末率につきましては職員と同じとなっております。人事院勧告による一般職員の月数と同じとなっております。平成4年度では職員も5.45月でした。平成25年度では3.95月となっております。また、報酬の額が、同じ支給率でありながら差が生じている点についてでございますが、これは、議員が失職したりなど、欠員が生じたような場合の影響が出ているのではないかと考えられます。確たることは申し上げられませんが。</p> |
| 事務局 | <p>途中で辞職された議員がおられましたので、恐らくそれが影響してのことであると思われる。</p> |
| 事務局 | <p>辞職された月にもよりますが、1年分すべてではなく辞職された以降の報酬額が減額となりますので、この程度の差になるものと思われる。</p> |
| 会長 | <p>そのほかに何かございませんでしょうか。</p> |
| 職務代理者 | <p>1ページ目の近畿圏の状況のところですが、川西市の場合は20年間改定されずに</p> |

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>今まで来てしまった数字であると思いますが、他市の場合は改定されているのでしょうか。他市も古いデータであるのであればあまり参考になりませんので。</p> |
| 事務局 | <p>これは、あくまでも現在の状況となっております。改定を経られているところもあると思いますし、ないところもあるのかもしれない。</p> |
| 職務代理者 | <p>改定の時期が近ければ今の状況と合っていると思うのですが、川西市と同じように、長年改定していないのであればあまり参考にならないのではないかと思いますので。</p> |
| 事務局 | <p>申し訳ございません。いつ改定されたのかという点については、調べられてはおりません。</p> |
| 会長 | <p>他に何かございませんでしょうか。</p> <p>今資料を見たばかりですので、少し内容の確認をしておきたいと思います。1 ページ目は川西市の人口が 16 万人でありますので、その上下の人口のところをというご要望で、13 万人から 20 万人の近畿圏の都市の資料を用意いただきました。人口要因というのは大きいと感じております。また、キーになるのではないかと思います。</p> <p>2 ページ目は、議員定数と男女比の阪神、北摂、近畿圏の状況です。議員 1 人当たりの人口は、人口規模が大きいところが上位を占めているように感じます。人口 16 万人の川西市は、ほどほどの値になっているのかな、と感じたりもします。</p> <p>3 ページ目は、川西市の議員年収等の推移となっております。議員報酬と市の財政規模との関係を見ることで、何か見えてくるのではないかとのご要望で、作成していただいた資料です。議会費人件費関係としまして、議員報酬と政務活動費の合計と、市の標準財政規模との関係を調べたものです。1.4% が一番大きな割合でしょうか。それが近年では 1% を切ってきている様な状況のようです。しかし、いずれにいたしましても、1% 前後となっておりますので、この数字を用いて、この先、分析を行っていくのは、少し難しいのではないかな、という第一印象でございました。</p> <p>さて、本日が 3 回目の審議会となっております。ここで、若干中間的なおさらいをして、これまでの議論の整理をしておきたいと思います。</p> <p>私が作成してまいりました岩見メモ、そして事務局でまとめていただきました議論の整理メモの 2 種類をお配りしております。</p> <p>まず、岩見メモをご覧ください。諮問の概要を改めまして記載させていただいております。平成 26 年 5 月 12 日に第 1 回目の審議会が開催され、その中で市長より諮問がなされました。諮問の内容としましては、本市の特別職報酬等の額については、平成 4 年 4 月 1 日以降、改定が行われていない状況にある。この間、本市を取り巻く経済、社会情勢等は大きく変化しており、本市の特別職報酬等についても、改定の要否及び適正な額を検討する必要がある。ついては、市長、副市長、の給料の額、及び議会の議長、副議長及び議員の報酬の額について、当該審議会規則の規定により諮問する。と、なっております。ここで、答申内容として求められているものは、改定の要否と、適正な額の検討であります。</p> |

続きまして事務局が作成した議論の整理メモをご覧ください。内容が重複しているものもあるかもしれませんがご了承ください。

まず、平成4年度までの特別職報酬等の改定状況でございますが、一般職の人事院勧告に基づく給与改定の結果、一般職の給与が特別職の給与を超える逆転現象が生じていたので、これを是正するために審議会を開催し、特別職の報酬等を改定しています。

現在まで、22年間審議会を開いてはいないが、現状では上記のような逆転現象は起こっておりません。現在の特別職の報酬等の額が適正かどうか、上げるべきか、下げるべきか、または、このままでいいのか、についての検討が必要です。

審議会を開いていない間の、人事院勧告に基づく一般職の給与改定率は約 1.9%でした。ここまでが審議会を開いていなかった22年間の状況でございます。

つづいて、特別職報酬等の審議で出てきた議論としては、特別職の報酬等を決定するうえでの、明確な基準はあるのか？という質問に対して、明確な基準がないため、比較検討する尺度が必要であるというのが事務局よりの回答でした。

特別職の報酬等の比較において、独自カットを行っている団体があるがどう扱うべきか？に対しては、独自カットは、それぞれの団体の個別事情のため、比較検討するのは、条例本則の額つまり独自カットの前の額で検討すべきである、という意見であったと思います。

議員数についての明確な基準はあるのか？に対して、平成23年度以前は、人口規模に応じた上限が設定されていたが、現在は廃止されており、明確な基準はないとの説明があったと思います。

議員数の変更を、この審議会で審議可能か？に対しては、議会には自律権があり、議会内部の構成は議会の判断となるため、議員定数を審議することは出来ない、ということでした。

市長、副市長と議員の違いは？に対しては、市長、副市長は常勤の特別職であり、給料を支給。議員は非常勤の特別職であり、報酬を支給しているという説明であったと思います。

議員は兼業を前提にしているのか？に対しては、統計資料によると、兼業から専業の傾向にあるとのことでした。

市長の退職手当の額が半額となっているが、どういうことか？という質問に対しては、川西市は兵庫県市町村職員退職手当組合に加入しており、川西市の一存で退職手当の額を変更出来ない。そのため、その半額相当分を期末手当より引くことにより実現しているとの説明でありました。

消費者物価指数については、平成4年を100とした場合、平成24年は全国平均で101.1、兵庫県は98.6で大きな変動はない。

議員の仕事量はどうか？に対しては、議員個々の仕事量は計れないが、様々な専門的な議案を審議するうえでは、議会の場だけではなく、住民に対する説明や意見交換の場が必要となってきており、昔と比べると議員活動に伴う仕事量は増えている、との説明があったと思います。

議会に関する経費の状況は？に対しては、投資的な経費を除けば、事務費、報酬な

どの経常的な経費のため、突出していないとの説明がありました。

全国又は地域的な議員報酬の状況は？との質問に対しては、都道府県別では兵庫県が全国で4番、圏域別では近畿で1番、兵庫県圏域別では阪神が神戸に次ぐ2番となっており、特に阪神間は高い傾向にあるとのことでした。

全国の自治体で川西市と同じような自治体はあるのか？という質問に対して、総務省が定めている類似団体があり、川西市の類似団体は、神奈川県鎌倉市のみであるが、鎌倉市とは市の状況も大きく異なり、2市で比較するのは難しいのではないかと意見がございました。

比較対象をどうすべきか？との議論では、人口規模等も加味しながら、生活・経済圏の観点から、阪神間と比較してはどうか？との意見や、近畿圏の同程度の人口との比較は可能か？とのご意見を踏まえまして、事務局より今回資料が提出されております。

今後の審議会の開催についてのご意見もございました。今回が、22年ぶりの開催となったが、今後は社会情勢等の変化に対応するため定期的な開催が必要であるとのこと意見でした。

市長等の給料と議員の報酬は別々に考える必要があるのではないかとのご意見から、今回からは別々に議論をしていくことにしております。

再び、岩見メモをご覧ください。論点整理の試みのところからでございます。現行の給料・報酬の額が適当であるかどうかを検討するためのいくつかの視点が必要となります。

特別職に期待されるパフォーマンス(仕事内容・量)で比較することはできないか？という点では、各職、各個人のパフォーマンスを測定、評価することはとても困難であり、間接的な指標で大枠を考えることしかできないのではないかと。

例えば、議員の場合を考えると、(ア)議員数や、議員一人当たりの人口、(イ)兼業的・専門的な活動の仕方、(ウ)昨今の地方議員の活動環境と期待値が高くなってきているなど。

ただし、例えば、川西市の議員が20名であればかなり少ない人数となっているので、さぞかし大変であろう、というように、他市と比較して特段の事情が指摘できる場合は考慮に入れてもよいのではないかと、ということに記載しております。

一般的な給与水準を考える際の準拠枠として、(ア)市の一般職の給与水準、(イ)人事院勧告、(ウ)消費者物価指数などの経済指標などがあがっていたと思います。

市財政に占める議会経費(経常部分)の状況、いわば市の懐具合がどのようになっているのかということでもあります。例えば、夕張市のような状況になりかけているのであれば、給料を半分ぐらいにしないといけないと思います。そういう状況にあるのかないのかという見極めもしないといけないのではないのでしょうか。

市の規模・かたちが類似した他市を参照しようということで、人口13万人から20万人の地域を抽出していただきました。

議員の報酬をまず起点におき議論をするのが良いのであらうと思っております。この議員の報酬を出発点として、他の特別職の報酬、給与を指数的に処理する方法が有効ではないかと思っております。また、他市のデータを参考にしながら、一定程度のクリアな数値を設定していく必要があるのではないのでしょうか。

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>独自カット、個人的な減額の実情の把握はしておく必要があるけれども、この審議会での答申は、本則主義でいきましょう、ということであったと思います。</p> <p>以上、今までのまとめをさせていただきました。少し抜けている点もあったかもしれませんが中間的な振り返りをさせていただきました。ありがとうございました。</p> <p>審議を進めてまいりたいと思います。どういう点からでも結構ですので、ご意見などをお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>市長、副市長は給料、そして議長、副議長、議員は報酬となっていると思います。言葉の問題かもしれませんが、市長、副市長の給料には賞与が含まれているのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>給与でしょうか。</p> |
| 委員 | <p>はい。</p> |
| 事務局 | <p>給与には、給料月額と、その他の手当が含まれて給与ということになります。ですからいわゆる賞与は、期末手当でありますので、この期末手当などを含めて給与となります。</p> |
| 委員 | <p>言い方は違いますが、中身は同じということになるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>給料の額となりますと、給料月額を指しております。給与ですと、賞与などを含めてということになります。</p> <p>今回ご審議いただきますのは、給料の額となっておりますので、給料の月額となります。</p> |
| 委員 | <p>では、議員の方は、報酬となっておりますので、賞与も含まれますよね。そうなりますと、月額で審議するのか、年収額で審議するのか、そのあたりはいかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>報酬の中には賞与は含まれないのではないのでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>3ページの議員年収等の推移の報酬には賞与が含まれていますよね。</p> |
| 委員 | <p>議員さんは、報酬、そしてプラス期末手当が、支給額になっていますね。</p> |
| 委員 | <p>3ページの議員の報酬にはトータルの額が、記載されているのではないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>地方自治法に定めがございまして、203条になります。普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない、となっております。その3号において、普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給するこ</p> |

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | とができる、となっております。また、4号におきまして議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない、となっておりますので、議員報酬と、期末手当は別のカテゴリーとなっております。 |
| 委員 | 市長、副市長は給料の額。議員等は報酬の額。これらを審議するということですね。 |
| 委員 | しかし、3ページの議会費人件費関係の欄の報酬には、期末手当が含まれているのではないのでしょうか。合算されているのではないのでしょうか。 |
| 会長 | 言葉の問題はともかくも、議論としては当然両方を問題にすることになるのではないかと考えております。個人的な意見なのかもしれませんが、仮に期末手当が6ヶ月出ているところがあって、給料が少ないところがあったとします。そのような場合に給料だけで議論して良いのかということになると思います。それは違うのではないのでしょうか。やはり全体という総額を念頭に置いておいて、しかし、答申では月額のことしか言えないのであれば、そういうことを踏まえて給料の額について検討することになるのではないのでしょうか。期末手当については、この審議会においては、審議ができないですよ。何カ月が良い、ということとは言えないですよ。 |
| 事務局 | 期末手当を何ヶ月分ということは決められませんが、給料の月額が決まれば、期末手当の額が決まってまいりますので、連動性はあるということになります。 |
| 会長 | 3.95ヶ月や、2.95ヶ月というのは、全く別のところで決まってくるのですよね。 やはり、全体総額を視野に置いたうえで、この審議会では答申する、ということでしょうか。そうあるべきではないのでしょうか。 |
| 委員 | 最後のまとめの時に、そのような考え方のうえで決まった、ということが分かればよいのではないのでしょうか。確認しておきたただけですので、それで結構です。 |
| 委員 | 総額がいくらであるからこうなるという、月額を決める理由づけになるのではないのでしょうか。 |
| 会長 | 当審議会としての答申の内容としては、年額というところも視野に入れたいうえで、精査し、月額を決定するという認識でよろしいのでしょうか。 |
| 委員 | 1ページ目にあります資料では、川西市から箕面市までの特別職など、月額だけが記載されていますが... |
| 会長 | 月額だけの比較では意味がないですよ。 |
| 委員 | この川西市から箕面市までの期末手当の支給率は、全ての市が同率の3.95ヶ月に |

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>なっているのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>私も先ほど、少し前に打ち合わせに来ておりまして、そこでチェックをしておりましたところ、同じことに気が付きまして、事務局に資料をお願いしておいたのですが、準備はできていますでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>はい。</p> |
| 会長 | <p>年額のデータになります。追加で資料を配っていただきます。 事務局から資料の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>阪神 7 市の特別職の年収比較、本来額での比較となっております。上から市長、副市長、教育長となっておりますが、教育長につきましては、無視をしてください。2 枚目が、議長、副議長、議員となっております。何を示したのかということではありますが、まず、市長のところをご覧ください。給料月額が本則ベースでの額となっております。市長の給料というものには、地域手当が含まれますので、これらで給料の年額が決まるということになります。その次に期末手当でございます。6月と12月の年2回の支給月数と、合計の月数が記載されております。3.95 ヶ月のところと、2.95 ヶ月のところがございますが、2.95 ヶ月の市におきましては、別途役職加算や管理職加算の率が、増となっております。単純には比較ができないような状況となっております。それぞれの市においての期末手当の額を記載し、給料と期末手当の合計を年収として記載しております。</p> <p>阪神間における年収ベースでの比較では、どのような状況になっているのかをお示ししているものでございます。</p> |
| 会長 | <p>少し見てみたいと思います。市長から順にご覧いただきたいと思います。年収は、阪神 7 市で川西市は 3 番目でしょうか。</p> |
| 委員 | <p>川西市は、給料月額では 4 番目で、年収では 3 番目でしょうか。</p> |
| 会長 | <p>副市長は、市長に連動しているのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>川西市で、副市長の年収では、市長の 81% になっております。</p> |
| 会長 | <p>他の市におきまして、おおよそ市長の 81% になっているのでしょうか。</p> <p>次に、議員も見たいと思います。2 ページ目の一番下になります。三田市は低くなっておりますね。これに政務活動費を入れるか、入れないかは、少し議論の必要があるのかもしれませんが。</p> <p>川西市は 3 番目でしょうか。</p> <p>議員と議長、副議長の関係で比率のようなものは何かありますでしょうか。</p> |

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | 議員をベースにいたしますと、副議長が約 10%増しで、議長が 20%増しになっております。多少、市によってばらつきはございます。 |
| 会長 | これら、5つの職の全ての答申をしないといけないのですね。難しいですね。まず、議員を軸にして、市長を決めていき、過去からの比率も参考にしながら決めていくことになるのでしょうか。 年額の視点が必要であるということから資料をご用意いただきました。 |
| 委員 | 結局、国会議員も県議会議員も例えば人口何人に対してや、職員の給料の額いくらに対して、何%増し、というような規定はありませんよね。 |
| 事務局 | はい。ございません。 |
| 委員 | ということになれば、結局、所詮は似たような周りの自治体と比べることが、我々の議論になる、ということになるのではないのでしょうか。 |
| 委員 | 指標があって、ないようなものではないのでしょうか。川西市の給料が特別低いというような、特別の事情があれば上げるべきであると思います。 ただ、引き上げるにしろ、引き下げるにしろ、特別の事情を示すような指標はないと思うのです。 期末手当に関して、少し聞きたいことがあるのですが。一般職員は、期末手当の中に、期末手当と、勤勉手当が合わさって、期末手当(賞与)となっております。これは地方自治法で決められております。3.95ヶ月のうち、何ヶ月が期末手当で、何ヶ月が勤勉手当ということも決められております。この期末手当と勤勉手当が合わさった月数と同じ月数の率で、議員さんにも出ているのであれば、どうやって議員さんの勤勉さは測るのでしょうか。 報酬と給料の違いは、常勤と非常勤の違いがあるとのことでしたが、常勤の場合は、欠席が多いから、勤勉ではないと言えると思うのですが、議員は非常勤ですから必ず議会に出席しなくてはならない、とはなっていないわけです。そのような状況からどのようにして勤勉ということを誰がどのように測るというのでしょうか。そこがよく分からないのですが。 引き上げるという特別な事情はないと思っているのですが。 |
| 会長 | 議員のことですか。 |
| 委員 | はい。個人的にはそのように思っております。 |
| 会長 | 私は無知なのですが、期末手当と勤勉手当とは、きちんと数字が決まっているのでしょうか。3.95ヶ月の内訳が。 |

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | はい。決まっております。 |
| 事務局 | <p>数字は今、お調べさせていただきますが、我々の一般職につきましては地方公務員法で決まっております。通常、期末勤勉手当と申しております。期末手当が何ヶ月、勤勉手当が何ヶ月、併せて 3.95 ヶ月となっております。人事院勧告での勧告があり、その数字で改定されていく、というような流れで決まっております。</p> <p>ただ、特別職につきましては、基本的に地方公務員法が適用されませんので、期末手当一本で、我々と同じ支給月数となっております。おっしゃるとおり、議員につきましては非常勤でございますので、勤勉手当という概念ではなく、期末手当としての支給月数がいくら、というように、一般的な法則となっております。</p> |
| 会長 | 議員さんの場合は、勤勉手当については該当なくて、全体が期末手当として支給月数が決められているということですね。 |
| 委員 | <p>ですから、一般の職員は期末勤勉手当と呼んでおります。</p> <p>同じ月数を、議員さんは期末手当として支給してもらっている、ということになります。</p> |
| 事務局 | <p>本日お配りしております資料をご覧くださいませても、3.95 ヶ月のところと、2.95 ヶ月のところの、2 つがあったと思います。この、3.95 ヶ月のところは、我々、一般職の職員の支給月数をそのままスライドさせているものでございます。全国の大半がこのような状況で決めているものがございます。もう 1 つの決め方が、国の方で指定職とっております、国家公務員の中でも上級の職があるのでございますが、この指定職を、地方にあてはめてまいりますと、特別職に非常に似かよったものであるとの考え方によりまして決めているものでございます。支給月数は、我々一般職に比べて少し低くなっているものでございますが、役職加算をご覧くださいませたいのですが、我々と同じ 3.95 ヶ月の役職加算は 20% ですが、2.95 ヶ月のところでは、国の方針に合わせて 45% にしております。または、その次の欄の管理職加算において 25% の加算を設けております。大きなルールの枠組みといたしましては、この A 方式をとっているか、B 方式をとっているか、そのような違いでございます。</p> |
| 委員 | 勤勉手当についての話が出ておりましたが、議会に行くことだけが議員の仕事ではないと思いますので、それらを測っていく、というのは非常に困難なものではないかと思えます。 |
| 事務局 | 3.95 ヶ月の内訳をお知らせいたします。期末手当が 2.6 ヶ月。勤勉手当が 1.35 ヶ月でございます。 |
| 会長 | <p>そんなに差があるのですね。</p> <p>議員については、この 3.95 ヶ月の全体が期末手当になっているということでしたが、それには何か規定があるのでしょうか。</p> |

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | 先程、地方自治法の話をしていただきましたが、その中で議員報酬、費用弁償、及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。と規定がございますので、条例により定められております。 |
| 会長 | 川西市では条例で規定しているということですね。 |
| 事務局 | はい。規定しております。 |
| 委員 | 市民としましては、期末手当として、条例で決められていること自体がおかしいのではないかと考えております。 |
| 会長 | ものすごく形式的な論理を展開すると、一般職において支給されている勤勉手当分の1.35ヶ月は議員においては、支給しなくてもよい、ということもありうるということになりますよね。 |
| 委員 | 期末手当の年額は、阪神間で川西市は2番目ですね。西宮市に次いで。総額は別といたしまして。 |
| 委員 | 議員側に見れば、条例で決められたとおりの支給を受けているだけなので、何が悪いの？という考えになるのかもしれませんがね。 |
| 会長 | 川西市のやり方というのが、他市においても同じような方法でされているということで良いのでしょうか。 |
| 事務局 | はい。そうです。条例で定めただうえで、支給されるというものです。 |
| 会長 | 議員は、月数に関しましては一般職の勤勉手当も含めたトータルの月数で、期末手当が支給されているということですね。 |
| 事務局 | 阪神間で申し上げますと、議員に関しては2.95ヶ月の支給となっておりますのが、尼崎市と宝塚市のみで、その他は全て3.95ヶ月、となっております。 |
| 委員 | 給料月額で見ますと、尼崎市の方が多のですが、期末手当では、川西市の方が多くなっていますね。 |
| 委員 | 国では人事院という組織が人事院勧告を行います。このように、各地方自治体においても、人事院のような組織(人事委員会)があれば、その地域における人事院勧告のようなことができるのであると思いますが、全ての自治体に(人事委員会が)あるわけではないので、国における人事院勧告を基に、給与などを引き上げたり、下げたりす |

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会長</p> | <p>ということになります。その人事院勧告における一般職の給料月額が、前回の特別職報酬等審議会以降の改定率がマイナス 1.9%ということですので、一番の指標であろうと思われる人事院勧告から判断すると、上げる必要はないのではないかと感じております。</p> <p>少し話が先走りすぎているのかもしれませんが、地方においては、国の人事院に相当するような機関はないので、やはり人事院勧告がすごい力をもって影響を及ぼしているのであると思います。相場を決めているのであると思います。良いか、悪いかは別といたしまして、人事院勧告としては、この 22 年間で 1.9%のマイナスとなっているのですが、川西市の特別職等の報酬や給料などには盛り込めていなかった、ということですね。</p> <p>川西市だけが期末手当を特別の方法で支給しているのであれば、そのことを是正することを想定して今回の答申に絡められるのであれば絡めればよいと思うのですが…。ほとんどの市が 3.95 ヶ月にしているのですね。たまたま阪神 7 市では、そのうちの 2 市が 2.95 ヶ月となっておりますが、比率的には 3.95 ヶ月のところが多ということなのでしょう。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>多いであろうと思われます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>全国的な調査のきちとしたデータはありませんが、阪神間の状況を見ていただきますと、7 市で、5 対 2 という割合で、3.95 ヶ月のところが多くなっております。恐らく同じような状況になっているのではないかとと思われます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>期末手当という名称であっても、一般職と議員では、その内容が違う、全国的にそういう運用になっている、ということなのでしょうね。</p> |
| <p>委員</p> | <p>いかに優秀で、情熱のある議員に来てもらって、いい街をつくらうということが、基本にならなくてはいけないと思います。そこで基準をどのようにするのか、ということになると、やはり周りの市と比べるしかないのかもしれませんが。安けりゃいいということだけの基準になると、いい方向に進まないのではないのでしょうか。決まった法律もないし、決まった基準がないのであれば、結局どこに決めていくのか、ということだと思います。</p> <p>報酬などは、全て税金ですので使いすぎになりますと、市民から叱られます。</p> <p>この審議会に集まっている審議会の委員の皆様が、市民の意向を得て、この場に座っているのかどうか、という問題もあると思います。</p> |
| <p>委員</p> | <p>政治活動にかかる費用は別といたしまして、報酬が生活するのに必要なだけの支給があるのかどうか、それが指標になるのではないのでしょうか。</p> |
| <p>会長</p> | <p>報酬と生活費の話は、概念上は違いますよね。</p> |

| | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員 | 確かに違います。ただ、議員になると生活に困るという状況では、議員活動ができなくなるようでは困りますし…。また、議員になると特別に高い給料ということでは、市民側から考えればおかしいと言わざるを得ません。ということは、一般市民の方が、議員はこの程度の報酬が、まあまあ生活ができる額である、と思える額が、指標になるのではないのでしょうか。 |
| 会長 | それでは少し幅が生まれるのではないのでしょうか。 |
| 委員 | その少し幅が生まれる上下のぶれの部分をどのように考えるのかを検討してみて、川西市はやっぱり低いということになれば、上げるべきという考え方になるでしょうし。 |
| 委員 | 議員の数は、平成4年と、平成25年では、それぞれ何人になっているのでしょうか。 |
| 事務局 | 平成22年度に4名減らしておりまして、当時30名おられた議員が、26名になっております。 |
| 委員 | その前はどうか。平成4年では。 |
| 事務局 | ずっと30名です。 |
| 委員 | 4名減ったということですね。 |
| 事務局 | はい。4名減っております。 |
| 委員 | 先程議論に出ました、一時、議員自らが報酬を下げて、職員の方にも協力してもらおうという時期がございました。 |
| 会長 | 平成15年から18年の時期に、5%のカットでしたね。 |
| 委員 | 自ら報酬を下げる、給料を下げるという時には、本則から改定して下げれば良いのですが…。 |
| 委員 | 本則を下げるためには、この特別職報酬等審議会を開催しなくてはいけないのではないのでしょうか。 |
| 委員 | 議員の報酬カットにつきましては、当時、職員の方にもお願いしておりまして、一致団結して、財政危機を乗り越えなくてはいけない、ということで取り組んだものでございます。 |
| 委員 | 手続きの問題であると思います。本則を下げるのか、下げないのかに関しては…。 |

| | |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>その当時に、この特別職報酬等審議会を開催して下げればよかった、という結論なのかもしれませんが、現実としましては開催されておりませんので、下げられなかったということなのではないでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>話を蒸し返すようで申し訳ないのですが、今日提出いただきました近畿圏の 13 万から 20 万の人口の市の資料で、議員の報酬を見ておきますと、少なくとも上げるという根拠はないですね。ただ、下げるという根拠もないので、結局、先ほどから議論となっておりますが、いろいろな資料のどこかに、よりどころとなるものがあるのではないかと、いうことを確認するためにご用意いただきましたが、結局よりどころは無い、ということであると思います。そうであるとすると、ほとんどさわりようがないということではないでしょうか。とすれば、会長が、これで、と提示するような方法は考えられないでしょうか…。</p> |
| 会長 | <p>先程、人口要因が一番相関しているのではないかと、いうことを考えた時に、川西市は、およそ真ん中あたりでした。</p> <p>ただ、川西市は高齢化率が一番高く、労働者人口も少なくなっております。</p> <p>資料で比較されている都市を見ていますと、2%から 3%いじるようなことは有り得るのではないのでしょうか。ただ、それにどれだけの意味があるのか、ということをつまみまると、困るのですが、川西市の中長期的なトレンドを見ることも必要ではないでしょうか。</p> <p>データからは、10%、20%いじるようなインパクトを感じることはできないのですが。</p> |
| 委員 | <p>ただ、現在、市長は 2 割カットされているのですよね。</p> |
| 会長 | <p>そうです。</p> |
| 委員 | <p>それを追認するのかどうかについては、議論しておく必要があるのではないのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>独自にカットされている部分につきましては、ご本人の判断に任せるしかないのではないのでしょうか。そのように感じているのですが、いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>今までご用意いただいた資料がすべて本則ベースとなっております。しかし、前回の議論の蒸し返しになりますが、大体、本則どおりにもらっておられる市が少なかったと思います。仮に現状の本則のままで良い、ということになったといたしますと、減額しなくても良いというメッセージを出すこととほとんど同じになってしまうのではないかとお考えられます。それなら減額をやめて、全額もらおうか、ということになってしまうと、それは少し違うのではないかと、いう気がいたします。</p> |
| 会長 | <p>市長の議論につきましては、もう少し詰める必要があると思いますので、少し横に置いておきましょうか。議員に関して、何かご意見はないのでしょうか。</p> |

| | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員 | <p>基本的に議員の報酬は、市の財政と密接にリンクしておかなくてはいけないと思います。市の懐事情が悪いのに、議員にはたくさん報酬を出すということでは、おかしいと思います。そういうことを考えますと、今後、川西市の財政事情がどんどん良くなっていくということはまず望めないことです。川西市は、高齢化率が高く、他市に比べても特に早く上昇してきています。そのため、今後税収が増える見込みもない、ということになります。他市とは財政事情が全然違うと思います。川西市は工場誘致もできておりません。ですから、少なくとも上げるという関係は絶対にはないと思います。それでは、下げるのはいかがでしょうか、ということになりますと、私は根拠を持ち合わせておりませんので言えませんが、一つ言えることは、今後、市の財政事情が好転することは望めない、ということとは、答申の中で触れておくべきなのではないでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>財政事情と共に、やはり基準となるのは、議員 1 人当たりの人口ではないでしょうか。議員の数と関連するわけですが、人口が多ければ多いほど仕事量が増える、ということは当然なことであります。阪神 7 市の中で、議員 1 人当たりの人口は 5 番ですが、報酬は全体の 3 番目となっております。このあたりを踏まえたとえで、諮問に対する答申をすべきではないかと思えます。</p> <p>指標になるものがない。その上に高齢化率やその他のものを加えて比較してみても、よく分からないものになるのではないのでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>逆になぜ、高齢化率を基準にするのか、と聞かれた場合、答えられないのではないのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>初めに下げることを前提にして、それに都合の良い部分だけを出したのではないか、という反論が出てくるのかもしれないね。</p> <p>他に何かございませんでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>この半月ぐらいの間に、政務活動費の問題がニュースになっていたと思います。それが直接、今回の答申のテーマではないことは重々承知しているのですが、この時期に出す答申の中で、全く触れないのはいかがなものかとも思います。</p> <p>政務活動費は、この審議会では触れられない事柄ですが、何らかの形で、触れることはできないのでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>個人的に議員にお伺いしたときには、川西市の場合は、かなり綿密な領収書の提出を求められ、返金なども発生していると伺っております。ということは、しっかりとチェックしているということなのではないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>基本的には毎年度ホームページに報告が掲載されております。明細も添付しておりますので、かなりクリアにしておられると思っております。返金もしておられる状況がございます。確認することが可能となっております。また、川西市の場合は会派ごとに</p> |

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>支出がされており、会派の中で担当者が調整もしておられますし、市議会事務局からもかなり細かい事をお願いしていると聞いております。しっかりとしておられる状況であると思います。</p> |
| 委員 | <p>兵庫県では政務活動費は、半分を会派で、半分を個人に渡しているようです。個人に渡すと、使ってしまうのかもしれませんがね。川西市では会派に渡しているということで、1人でどうこうしようとするわけにはいかないでしょうし、その点では兵庫県より川西市の方が、良いのかな、という思いがいたしました。</p> |
| 委員 | <p>このように、仕組みが違うのだ、ということだけでも、盛り込んでおけないでしょうか。なかなか難しいことなのかもしれませんが…。</p> |
| 会長 | <p>難しいことですね。</p> |
| 委員 | <p>政務活動費が悪者で、いらぬものを議員がどんどん使っている、と取られては困ります。先進地にどんどん行って勉強して、川西市の役に立つようなものを、持って帰ってきてもらいたいと思います。川西市では先ほどから話が出ておりますが、会派に渡されております。会派に会計がおりまして、チェックしております。今は1人会派にも渡っていましたがね。</p> |
| 事務局 | <p>今は、渡っております。</p> |
| 委員 | <p>以前は、1人会派には、渡っておらず、複数人の会派にだけ渡っておりましたが、どこかの時期におかしいということで、1人の会派にも渡るようになったのだと思います。先ほどからご意見に出ておりますが、川西市では透明度が高いものとなっております。</p> |
| 会長 | <p>答申にどのように反映させるのか、ということに関しましては良いアイデアがございません。川西市での政務活動費、月6万円というものは、知らないことを勉強する時などに利用するとして、こんなに少ないお金で、ちゃんとした準備ができるのでしょうか。無理なのではないでしょうか。私は大学教員をしておりましたが、研究費というものがありました。月6万円で何ができるのかな、と不思議な気持ちになるぐらいであります。</p> |
| 委員 | <p>会派に支給されますので、会派としてまとまって動けば、それなりの事ができておりました。</p> |
| 会長 | <p>なるほど。集めると少し大きなプロジェクト的な事もできるということなのではないでしょうか。</p> |
| 職務代理者 | <p>近隣市で考えますと、宝塚市がちょっと気になります。人口が23万3千人で川西市よりも多く、議員定数は川西市と同じですが、報酬等は少なくなっています。また、平成24年という、わりと近い年度での改定となっておりますので、最近の状況も反映してのこと</p> |

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>であると考えられます。</p> |
| 委員 | <p>前回、議員年金の話があったと思いますが、議員年金は川西市だけがなくなってしまったのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>地方議員の年金制度について、でございますが、これは、川西市だけということではなく、全国的に無くなってしまっているものです。</p> |
| 委員 | <p>副市長には年金制度がありますね。</p> |
| 会長 | <p>副市長にあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>申し訳ありませんが、確認したうえでご報告をさせていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>恐らく、市長、副市長には、退職金がありますが、年金についてはなかったのではないかと、思います。</p> |
| 委員 | <p>特別職を務めたから、という部分での年金はありません。一般的に職員から特別職に上がりますと、通算され、職員の時の年金が共済年金として支給されることとなります。</p> |
| 会長 | <p>まず、議員について、きっちりと議論しまして、という方向性については、それでよろしいでしょうか。大きなところでは、何名かの委員の方々から、今の川西市の状況や、様々なデータを見る限り、上げるという方向での答申はありえないのではないかと、というご意見であったと思います。</p> |
| 委員 | <p>私は、上げるという方向として、先程はそのように申しあげました。また、下げる、という特別の事情もないと思っております。減額はされているけれども、これはあくまでも個人の判断であると思います。</p> |
| 職務代理者 | <p>議員は減額しておられません。</p> |
| 委員 | <p>審議会といたしましては、上げる、下げる、現状維持という方針として、3通りの判断があるのでしょうかけれども、私は上げるまでには至らない。そして、現状維持で良いだろうと、個人的には思っております。</p> |
| 委員 | <p>人勧が、マイナス 1.9%である、という事実をどのように考えるのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>私も、それが一番準拠しやすいものであるのではないかと感じております。私自身が</p> |

| | |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>そのことに捕われてしまっているのかもしれませんが、逆にそれ以上に捕われるものがないのかもしれませんが。そのことはやはり気になるところではあります。</p> |
| 委員 | <p>今回の資料を見ておまして、上げたり下げたりするということになりますと、それなりの理由が必要になると思われま。他市と見比べておましても、なかなか良いバランスなのではないでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>変えるとなると、理由づけが必要になるということですね。</p> |
| 会長 | <p>確かに理由づけは必要でしょうね。</p> |
| 委員 | <p>ただし、そこで気をつけなくてはいけないことは、経済情勢がガラッと変わってしまった瞬間に、タイムリーに改定の審議会を開かないと、変なデータが残ってしまうので、そのことが少し気になります。理由づけが、ものすごく重要になると思われま。人勧の改定の割合に合わせる、ということになりますと、その改定ごとに改定しなくてはいけないような議論に向かうことになると思われま。</p> |
| 委員 | <p>たまたま、これまでが、上がって下がって戻ってきて同じになった、というような状況なのではないでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>民間がどのような状況であったのか、ということは、今、まだ分かりませんが...</p> |
| 会長 | <p>議員に焦点を当てて見ていくと、現状のままで良いのかどうか、ということについて、今、意見が少し分かれているものと思われま。その部分を理屈も含めて、根拠も含めて...。例えば、このままで良いとしても根拠が必要になると思われま。ここは精査しなくてはいけない部分であると思われま。かなりの時間をかけなくてはいけないでしょうね。</p> |
| 委員 | <p>一般職の給与改定のマイナス 1.9%。これが気になります。</p> |
| 会長 | <p>やはりそこが一番気になりますでしょうか。 人勧というものは、とても大きな指標となっていることは事実でありますので。</p> |
| 委員 | <p>先ほど申し上げました、議員 1 人当たり人口に関してですが、単純に全く数字を見ただけで申し上げますが、川西市は 6,185 人です。この数字で、議員の年収 10,094,220 円を割りますと、1 人当たりの数字が出てくると思いま。同じように求めれば、各市同じように求めることができると思うのですが、この数字が、何かの判断の基準になるのではないのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>数字は出ますね。それが、比較するための指標として、どれだけの説得力を持つもの</p> |

| | |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>かというところですね。1人当たりの数字で、突っ走ってしまうことになってしまいますが、その数字の論理だけで、通していくことができるのか、という点が気になる点ではあります。もう少し、他の要素なども組み合わせて、加味しておく必要があるのではないのでしょうか。それだけで突っ走ってしまっはいけないのではないのでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>1つの基準にはなるのではないのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>人口要因は、やはり一番説明力が高い要素となるのではないのでしょうか。それは确实であると思います。ただ、1人当たりだけで走ってしまうことは、少し乱暴な面も出てくるのではないのでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>よく海外と比較されることがあると思います。会議は夜に行われたり、大きな都市でも3名しかいないとか、日本のような報酬がないとか、そういったことを聞いたりすることがあると思います。しかし、全然中身が違うのです。</p> <p>議員定数に関してもよく議論されていると思いますが、市民の代表として、平等に議会へ意見が反映されるようにするためにも、議員定数の問題は慎重に議論すべきであると思っております。</p> |
| 会長 | <p>恐らく、計量政治学をやっている方々からすれば、人口の規模に応じて比例するわけではない、ということ、最低限の代表制を保つためには、どれぐらいの議員の数が必要なのか、ということについては議論済みなのだと思います。人口に比例するのか、というところではないと思います。例えば40万人の都市であれば、川西市の倍の議員数が必要か、という、そうではないということであると思います。1.5倍ぐらいですむ、というような研究はすでになされていると思います。</p> |
| 委員 | <p>過去に大合併がありました。例えば、大合併で市になった場合、村であったところからは1名しか議員になれなくなり、町であったところからは、何名かの議員が出ている。そのような話を昔に聞いたりしました。このように、市民の意向が届きにくくなったというような話を耳にしたりしました。川西市ではそのようなことはないでしょうけれども、市民の意向が伝わりにくくなるということも十分配慮しないといけないと思います。</p> |
| 会長 | <p>今回の答申の中では、川西市の議員26人が多すぎるというような議論は、一切ないつもりです。ただ、額として論じる時に絡んでくる場合には、ある程度言及しなくてはならないとは思いますが…。直接、その事に関しては、この審議会においては判断しないことにしたいと思います。</p> <p>事務局どういう風に考えましょうか。</p> <p>当初の日程、全体の流れからすると、次回、できれば答申のたたき台を出して、議論をし、もう一度チェックをかけていただいて、答申に持っていく、というよう筋書きであったと思います。</p> <p>今日の話の中では、3択のうち1つについては、無くなったのかなと思います。現状維</p> |

| | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>持か、下げるか、この根拠が今までの議論の中で、どちらが強く組み立てられるのか、というところでしょうか。</p> <p>1つの考え方、ということになるのかもしれませんが、議員、市長、副市長の報酬等につきましては、いずれにいたしましても明確なルールというものはない。今までの議論を伺っておりますと、そのような状況であると思われま。</p> <p>給与決定の原則に、均衡の原則というものがございます。いわゆる周辺との比較の中でどうなのか、また、議員1人当たりの住民の人口でありますとかにつきましても、加味する必要があるのか、あるいは無いのかにつきましても考えることではあります、やはり均衡の原則が1つ大きな要素になってくるものであると思います。</p> |
| 会長 | <p>各市それぞれに個性がありますし、バックグラウンドも違います。数字だけで議論をすることが乱暴である、と言われたりする可能性もあるのかもしれませんが。</p> <p>それでもそれらを掻い潜って、何か答申をしなくてはいけないのでしょうかから…。</p> <p>3つとも有で考えますと大変しんどい事でありまますので、大前提といたしまして、上げるということは、いろいろな観点から考えにくい、ということで、ご同意いただけるとするならば、A案、B案という形でシミュレーションしてみようかと考えております。その時にどちらが強い根拠を出すことができるのかをやってみて、例えばA案は現状維持のままで良いという議論をしてみる。B案では、いくらかは減額できるのではないかという議論をしてみる。そういうシミュレーションを2つとも一度やってみる。そしてやっていくうちに、どちらに向かっているのかが、見えてくるのかもしれませんが。どうなるのかは分かりませんが、一度そういうプロセスを入れてみてはいかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>そういうことでもしないと、前になかなか進まないですね。</p> |
| 会長 | <p>A案については、ずさんな議論しかしていないじゃないか、だからB案である、とかを、皆さんで議論していただく。ここまで議論した結果を考えると、やっぱりA案だとか、B案だとかの大きい選択を次回にさせていただく、というのはいかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>前回の答申を見ていまして、前回の金額がなぜこうなったのか、ということについては、結局何も書いていませんでした。最終的に何々と比較して適正な額を決定した、と書いてあるだけでした。</p> |
| 会長 | <p>上手くまとめられませんが、とりあえず議員を先に考えて、市長についてはその延長線上で考え、その他の職につきましては、指數的なものを仮におきながら、2案出すか、1案に絞れるのかは分かりませんが、たたき台を私と事務局でとりあえず作らせていただく、という次のステップを想定させていただいてよろしいでしょうか。</p> |
| 委員他大勢 | <p>賛成です。</p> |

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会長 | と言いながらも、私自身、あまり自信がありませんが…。 |
| 職務代理者 | あと、この審議会をこれから先、どの程度定期的を開催するのか、ということについても触れておかなければいけないと思います。そうでなければ、今回決めた金額がどれぐらい先までのことを想定したものかを決めておかないと、例えば 20 年先までを想定しているのか、あるいは 5 年先ぐらいまでの事なのか、を決めておかないと、考えようがないと思います。 |
| 会長 | ただ、何年に 1 回という言い方ができるのかどうか、そのあたりは少し難しい問題であると思います。 |
| 職務代理者 | どのようなタイミングでこの審議会は開催すべきなのでしょう。経済状況が変わった時なのでしょう。 |
| 委員 | 世の中の経済状況が変わった時に、などでしょうか。 |
| 委員 | 4 年ではどうでしょうか。 |
| 会長 | 4 年で、ということは有るのかもしれませんね。 |
| 委員 | 来年も審議会を開かなくてはいけないのでしょうか。 |
| 委員 | それは分かりませんよ。今年は選挙があります。市長も議長も皆さん変わることも想定されます。だから来年にも開催、ということもあるかもしれません。 |
| 委員 | そういう政治的な部分と、別途、経済的な部分との両面が必要なのではないのでしょうか。 |
| 職務代理者 | 経済的な変動があったときにも必要なのでしょうかね。 この 20 年間の間にも、経済的な変動はあったわけですね。 |
| 委員 | 市長が諮問をして初めてこの審議会は開催することになります。これまでは、市長が諮問をしてこなかったので、開催されなかった、ということなのです。 |
| 委員 | 例えば答申の中で、5 年後に再考が望ましいというようなことについては記載しておくことはできますよね。 |
| 会長 | 市長がだまされたままで、諮問をしなければ、ずっとそのまま、ということは、やっぱりおかしいと思います。 |

| | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員 | このあたりは、事務局、良くお聞きいただきたいと思います。 |
| 会長 | <p>いろいろな事情が変わった時点で見直す、ということによろしいでしょうか。そしてその時にそのままで良いじゃないか、という結論もあると思いますし、それで良いと思います。</p> <p>何が何でも変えなくてはいけない、というものではないと思います。</p> <p>そのような趣旨のことについては書けると思います。</p> <p>次回のたたき台に、ここまでのことが盛り込めるのかどうかは自信がございませんが、やれるだけのことはやってみたいと思っております。</p> |
| 委員 | 事前に頂けるのでしょうか。 |
| 会長 | <p>はい。中身はどうなるのかはわかりませんが…。</p> <p>事務局の案といたしましては、次回開催は、9月の前半から中頃でしょうか。</p> |
| 事務局 | その時期になるのではないかと思っておりますが、議会の関係などがございまして…。 |
| 会長 | 8月の末が議会でしょうか。 |
| 事務局 | 8月末から始まります。状況を見ながらこのあたりでいかがでしょうか、という感じに確認させていただきます。この場で開催日をお示しすることができませんので、事務局から各委員へ照会をさせていただきながら決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 |
| 会長 | 一応、ざっくりとした言い方では、9月の前半から中旬に開きたいということによろしいでしょうか。 |
| 事務局 | はい。その通りです。 |
| 会長 | <p>その日が決まりましたら、その1週間前ぐらいまでに、A案、B案というようなものをお送りします。もしかすると完成していない中間的な仕上がりのもことになるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。それを素材にして、次回ご審議いただきたいと思っております。そのためにも事前に送付させていただきたいと思っております。もしかしたら5日前などになるかもしれませんが、最大限に努力しますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次回の日程につきましては、各委員へ問い合わせなどが入ってまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>何日間かの日程をご用意させていただき、各委員に照会させていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>状況によりましては、何とかありませんか、というお願いもさせていただくかも知れませんので、協力方よろしくをお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>その他に何かございませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、本日の議事は以上でございます。</p> <p>皆様方の熱心なご議論により、貴重なご意見をたくさんいただきましたことを、厚く御礼申し上げます、本日の審議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p><閉会></p> |